

飯塚市障がい者緊急通報システム事業実施要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

飯塚市長 齊藤守史

飯塚市障がい者緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障がい者等に対し緊急通報システムを確立し、そのシステムを運用することにより、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、もって在宅の障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は飯塚市(以下「市」という。)とし、事業の運営の一部を緊急通報受信センター(以下「受信センター」という。)を現に営む事業者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 この告示において、「緊急通報システム」とは、障がい者等が居宅で、急病、災害その他の緊急時に緊急通報用の機能を備えた電話機等の機器(以下「機器」という。)を用いて受信センターに通報し、受信センターから近隣の緊急通報協力員(以下「協力員」という。)や消防署に通報することにより、直ちに障がい者等を救助するためのシステムをいう。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者で在宅の重度障がい者等のうち、ひとり暮らし世帯、障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、緊急事態を自力で回避することができないと認められ、緊急時における連絡手段の確保が困難である者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、居宅に電話回線を敷設している者又は利用決定後直ちに敷設することができる者に限る。

- (1) 脳血管疾患、心疾患等のため急な発作が予見され、健康上特に注意を要すると認められ、かつ、加療中である者
- (2) 医師から終末期である診断を受け、在宅で療養する者
- (3) その他特に市長が必要と認める者

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書により、市長に申請しなければならない。

(利用の決定及び機器の貸与等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、当該申請書の内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定しその結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条の規定により事業を委託している場合において、前項の規定により利用を決定したときは、委託事業者にその旨を速やかに通知しなければならない。

3 市長は、利用を決定した者(以下「利用者」という。)に、別に定める費用徴収基準により費用を負担させ、機器を貸与又は給付するものとする。

(協力員の確保)

第7条 利用者は、緊急時の安否確認その他必要な措置をとることができる協力員を確保するものとする。

(貸与の契約)

第8条 利用者のうち第6条第3項の規定により機器の貸与を受ける者は、利用の決定後速やかに市との間に当該機器の貸与に関する契約(以下「貸与契約」という。)を締結するものとする。

2 市長は、貸与契約を締結した後、遅滞なく当該貸与契約に係る機器を貸与するものとする。

3 耐用年数の経過、故障等による既設機器の取替えの場合の機器購入にかかる費用負担は、第6条第3項に規定する額とする。ただし、利用者の責に帰すべき理由による故障等の場合は、取替えに要する費用は全額利用者負担とする。

(機器の使用及び管理)

第9条 前条の規定により機器の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、善良な管理者の注意をもって貸与を受けた機器を管理し、使用しなければならない。

2 借受者は、貸与を受けた機器を転貸し、若しくはこの告示の目的以外に使用し、又は当該機器の現状を変更してはならない。

(変更の届出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を変更届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 利用者又は協力員の氏名、住所その他申請書等に記載した内容を変更しようとするとき。

(2) 協力員を変更しようとするとき。

(3) 第4条に規定する利用の対象となる者でなくなったとき。

(利用の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用を取り消し、貸与の場合は速やかに機器を返還させるものとする。

- (1) 緊急通報システムを必要としなくなったとき。
- (2) 死亡又は転出したとき。
- (3) 第4条に規定する利用の対象となる者でなくなったとき。
- (4) 入院その他の理由により、6月以上の利用がなかったとき。
- (5) その他市長が利用の継続が不適當であると認めたとき。

2 市長は前項の規定により利用を取り消したときは、利用廃止通知書により利用者に通知を行い、委託の場合は併せて機器貸与契約解除通知書により委託事業者に通知を行うものとする。

(返還)

第12条 市長は、虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けた者がいるときは、当該者の利用により市が要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の飯塚市緊急通報システム事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第64号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。